

薬第470号  
令和5年8月22日

各所属長 様

薬務水道課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノール関連事務連絡  
の廃止について

これまで厚生労働省の事務連絡により新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用アルコールの需要が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、「医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール以外の高濃度エタノール製品を用いた手指消毒の取扱い」について示されていたところですが、厚生労働省から別添のとおりこれらの取扱いを定めた事務連絡を令和6年6月30日限りで廃止するとの連絡がありました。

令和6年6月30日以降、高濃度エタノール製品を消毒用エタノールの代替品として取り扱うことができなくなりますので、ご留意いただくとともに、関係機関・関係団体等に周知いただきますようお願い致します。

なお、当課からは各所属のほか、別添のとおり関係団体に周知しております。

担当所属	薬務水道課 薬事麻薬係		
係長	伊藤	担当	三好
電話番号	058-272-1111 内線 3434		
FAX	058-271-5731		
E-mail	c11224@pref.gifu.lg.jp		